

## 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に對置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

※上記の下線部分は、法案の趣旨説明や法文に書かれていない。

自民党司法制度調査会「21世紀の司法の確かなビジョン」  
—新しい日本を支える大切な基盤—（平成13年5月10日）

#### 4 司法試験・司法修習等

上記のように、法曹になるために必要な資質・能力を涵養することを目的とする法科大学院の設置準備と並行して、司法試験も、その内容・方法等を抜本的に見直す。その際、このような法科大学院において、十分にその教育内容を修得すれば合格できるようなものにしていく必要がある。しかしながら、法科大学院に行っていない者の中にも、法曹になるために必要な資質・能力を身につけている者もありうるので、法科大学院修了者以外の者に対しても、法曹になる途を認めることが必要である。それらの者に対しては、法律的一般的素養を備えていることを確認した上、法科大学院修了者と同一内容・条件の司法試験を受験させることを考慮する必要がある。

法曹養成検討会第3回（平成14年2月5日）

法務省発言

予備的な試験の受験資格についてでございますが、改革審意見は、「経済的事情やすでに実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」としております。法科大学院を経由しなかった理由は、人によって様々であり、当該個人にとっては、いずれも「やむを得ない事由」により法科大学院を経由しなかったということになりかねず、また、実際問題としても、出願を受けた際、それらの事情について、個別的な認定を客観的に行うことは極めて困難であることなども是非ご考慮いただいて、予備的な試験の受験資格を制限することは相当ではないと我々としては考えておりますし、お願いしたいところでございます。予備的な試験が、法科大学院を経由しない者にも法曹への途を確保するために設けられる試験である以上、現行の司法試験と同様に、だれでも受験できる開かれた試験として位置づけるべきであります。したがって、仮に改革審意見が提言するように、資質、能力についての適切な審査を行う場合でも、受験資格という受験前の審査ではなく、試験を受けさ

せた上で、試験の中で問うのが相当であると考えております。なお、この場合でも、予備的な試験自体についても試験範囲等を工夫すること、本試験における論文式試験を暗記中心の受験技術優先の勉強では対応できないような、法科大学院の教育に沿ったものとする  
こと、また、予備的な試験からの受験者についても、法科大学院修了者と同様の受験回数制限を課すことなどによって、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねるような事態の発生を防止することが可能であると考えております。

第155回臨時国会・衆議院法務委員会（平成14年11月1日）

杉浦正健議員発言

このロースクールを通過して司法試験に行くほかに、予備試験を受けて、ロースクールへ行かなくても司法試験に挑戦できる道を残すことは、私ども政治の世界で強く主張して実現したことであります。つまりどういうものができるかわからない。できていない。関係者が努力すると言っているけれど、結果を見るまではわからないですよ。また、バイパスを設けることにより、できの悪いロースクールがたくさんできれば、そういうのは淘汰される。そんなところへ行ったらしょうがない。高いお金をかけて長い年月をかけて。予備試験に通ってずっと本試験に行ったほうがよほどいいということになりますから、そのロースクールを淘汰する方法にもなります。だから、これは絶対確保しなければならないと思います。

同上

漆原良夫議員及び山崎潮政府参考人発言

漆原議員 今回、なぜ予備試験の受験者に受験資格を設けなかったのか、その理由をお尋ねしたい。

山崎政府参考人 委員ご指摘のとおり、改革審議会の意見では受験資格という形で取り上げられたということはそのとおりだろうと思います。今回の法案に関しましては、この予備試験に関しまして、法科大学院を経由しない者の中からもすぐれた人材を選抜して法曹資格を付与する、こういう道を開くということから、受験資格は設けておりません。これは、法科大学院を経由しない事情につきましては受験者によってさまざまでございます。予備試験の例えば経済的事由ということの一つとってみても、本当に経済的事由で法科大学院に行かれないのかどうかを、どのような資料に基づいて、だれが、どう判断するのか。あるいは、それ以外の受験資格、これも考えざるを得ないということになりますと、非常に多岐にわたりますと、とても一定のものを全部掲げ上げてやるのがとても難しいという状況でございます。仮に、これが、どこが審査するということになりますと、受験資格なしと言われた方は、これは処分に当たりますので、これに対してまた裁判を起こすというような構図にもつながっていくということがございました。そういうことから、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定するということは非常に困難でありまして、また、場合によっては相当でないと考えられるようなこと

もございました。また、現行の司法試験，これは第一次試験でございますけれど，これにつきましては，受験資格が定められておりませんで，だれでも受験することができるという制度になっている，このようなことをいろいろ考慮しまして，現在ご提案させていただくような案になったということでございます。

同上

漆原議員 法科大学院ルートが原則であって予備試験ルートは例外である，私はこう考えておりますが，この私の認識に誤りがあるかどうかお尋ねしたい。また，もう一つ，法科大学院ルートと予備試験ルートはおのこの対等だ，自由に競わせればいいじゃないかというふうな考え方もあるようですが，それに対してはどのように考えておるのか。

山崎政府参考人 私どもの基本的な考え方は，新たな法曹養成制度におきまして，法科大学院を中核的な教育機関と位置づけることが求められてきているところでございまして，予備試験につきましては，法科大学院の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験という位置づけをしております。法科大学院を中核的な教育機関とする新たな法曹養成制度の趣旨に沿った制度設計という位置づけをしているわけでございます。いろいろな考え方はございますけれども，そういう考え方の趣旨をご理解いただきたいというふうに思います。

同上

漆原議員 法科大学院は，原則として卒業するまで3年かかる。大学を卒業して新司法試験を受ける年齢は25歳から6歳になります。また，授業料も年間200万，3年間だと600万円以上かかると言われています。こういう状態だと，だれも法科大学院に行かないで，みんな予備試験を受験するようになってしまいうんじゃないかという心配をしております。そういうふうになってしまったのでは，結果として，司法制度改革審議会の意見書も懸念しているように法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねるという結果になるんじゃないかなという心配があるんですが，どうなんでしょうか。

山崎政府参考人 法科大学院におきましては，少人数による密度の高い授業を行うということによりまして，将来の法曹としての実務に必要な学識あるいはその応用能力等，その基礎的な素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育体系を実施するというふうにされているわけでございまして，そのような法科大学院における教育は，単に司法試験に合格するためのものだけではなくて，将来のことを考えれば，法曹となろうとする者にとって十分に魅力のある教育機関，こういうものになるというふうに考えているわけでございます。

同上

漆原議員 法科大学院としてはそういうふうに僕はあるべきだと思うんですが、受験生の心理としては、金はかからぬ方がいい、それから簡単な方がいい、こういうことですよ。そうすると、さっき言ったように、年数もかかる、それから金もかかる、こんなロースクールよりは予備試験を受けて行った方がいい。それこそ、塾に通って一生懸命予備試験の勉強をして、それで新司法試験を受けた方がよっぽど年齢も若いし、金もかからない、こうなってしまうんじゃないかなと思うんですが、予備試験では一体何を判定するのか。このハードルが低ければ、みんな予備試験へ行って、本来ロースクールが目的とした趣旨は達成されない。したがって予備試験では一体何を判定するのか。その試験内容、受験科目を聞きたい。

山崎政府参考人 予備試験の位置づけでございますけれども、法科大学院の修了者と同等の学識及び応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する、これを目的とするものでございます。そういう関係から、法科大学院で基本的に教えられるもの、これをその受験科目に取り込んでいるということになります。具体的には（以下、省略）

同上

斉藤鉄夫及び山崎潮政府参考人発言

斉藤議員 予備試験ルートはあくまでも例外的措置というのが与党三党合意（※）の本意である私ども公明党は考えております。予備試験ルートを太いパイプとして残すべきだという意見も一部にあるようでございますが、それでは、学校教育法を改正して新たな種類の学校制度をつかって、かつそこに第三者評価という非常に新しい制度まで導入して行く意味がない、このように思うわけです。（中略）あくまでも予備試験ルートは例外的な措置なんだというふうに考えておりますが、この点についての法務省の基本的な考え方をお伺いいたします。

山崎政府参考人 私どもの基本的なスタンスは、この法曹養成制度におきまして法科大学院を中核的な教育機関として位置づけるわけございまして、その関係で、予備試験については、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうか、これを判定することを目的とするということございまして、この趣旨から内容はお分かりいただけるものと考えております。

※ 自由民主党、公明党、保守党「与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチーム」における与党三党合意（平成14年7月26日）

同上

日野市朗議員及び山崎潮政府参考人発言

日野議員 （予備試験に受験資格制限はない）そうすれば，高い授業料払って3年間も何も法科大学院に行っていることはないんですよ。それよりは，勤めて，企業法務の仕事でもしていたほうがよっぽどいい。企業法務をやっている人たちにとって非常に有利な制度であることは間違いないんで，そんなことでもやっていたほうがはるかにいいわけです。（中略）こういうことについてはどうお考えですか。

山崎政府参考人 私どもが考えるポイントは，法科大学院は試験のためだけの学校ではないということでございます。先ほど来私申し上げておまして，繰り返して恐縮でございますが，やはり将来プロになったときにどういう専門性を身につけるか，そういうところの基礎を学べるということでございますので，将来を買うと言っちゃおかしいですけども，そういうようなシステムでございます。どちらが魅力的かといえば，私は時間がかかって金がかかっても，きちっとした将来の自分の設計ができるという方に魅力を感じますし，また，そういうものにならなければならないと考えております。

同上

日野議員 ひとつ確かめておきましょう。どうですか局長，予備試験は例外なんですか，例外じゃないんですか。

山崎政府参考人 午前中から，原則なのか例外なのかとさまざまな角度から聞かれておりますけれども，私が申し上げているのは，法科大学院が法曹養成の中核であるということの位置づけをお考えいただければある程度わかるかと思っておりますけれども，それと予備試験のルートは法曹養成を修了したのと同等の能力等を備えている，これをテストするという位置づけでございますので，趣旨はおのずとおわかりいただけるかと思っております。

第155回臨時国会・参議院法務委員会（平成14年11月21日）

千葉景子議員及び森山眞弓法務大臣

千葉議員 どうしても法科大学院に就学できないとか，あるいは社会的な蓄積を，もう既に研鑽を積んでいた，そういう意味では法科大学院というところを通らなくても法曹の道を開けておこうと，これは分からないわけではございません。そういう意味で確かに予備試験というものも設けられているんだろうというふうに思うんですけども，今回の法案ですと，審議会の意見書ではそういう趣旨が明確に出ておりました。今回の法案を見ますと，どうもいささかこの予備試験の設けた理由，位置づけ，これが今ひとつ何か不明確になっている。ロースクールを経由する道とそれから予備試験の道と並列に並べて，まあどっちでもいいですよと，こういうどうも制度設計になってしまっているのではないかと思われる節があるんですけど，予備試験を今回設けた理由，そして，そ

の制度設計というのはい体どういうことになっているのでしょうか、その点についてご説明をいただきたい」

森山法務大臣 先生がおっしゃったような理由で予備試験という道も設けたわけですが、あくまでも今回の構想の中では法科大学院が中核であると。しかし、法科大学院に行く機会が得られなかった方の中にも人材がいられるでしょうと。そういう方にチャンスを与えて、是非、法曹の世界に入ってもらえるチャンスを与えて、是非、法曹の世界に入ってもらえる道を作っていこうということが考えられますので、あくまでも法科大学院が中核である、そして予備試験もその法科大学院の教育内容、教育を受けた人と同じ実力と教養があるかどうかとということにしておりますので、その辺は曖昧ということはないと思います。

同上

千葉景子議員及び山崎潮政府参考人

千葉議員 だれでも予備試験から行けますよという構造になりますと、やっぱり法科大学院はたくさんの多分授業料といいましょうか、費用もかかる、それだったら、そこへ行かなくて予備試験を受けてそっちのルートから行こうということに結果的にはなりかねないのではないかと。(中略) そういう意味で、やっぱりこの予備試験については一定の条件というんでしょうか、そこを明確にしておくべきではないかと予備試験を。受験資格といいましょうか、少し厳密にしておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこはいかがですか。

山崎政府参考人 その点につきましては、法科大学院、これは司法試験に合格するためだけのものではないということでございます。この理念につきましては、もちろん理論的な基礎をきっちり学んでいただいて、実務の導入部分も加えて教育をするわけですが、この科目を利用して、これから高度複雑化する社会、こういうものにどうやって専門性を持って対応できるかという部分を徹底して教えるという理念でできているわけでございます。したがって、自分の将来というものを長い目で見たときには、やはりきっちりした力とそれから人間の幅と倫理、こういうものを備えて出て行くということがいかに自分にとって大切かということは、私は賢明な受験生ならお分かりいただけるのだと思います。

もう一つのご指摘は、受験資格として構築すべきではないかということでございます。確かに、この改革審議会の意見書でも、経済的事情や実社会での十分な経験を積んでいる者云々と書かれておりますけれども、この事由につきましては、法科大学院を経由しない事情というのはそれぞれの受験者によって様々でございます。これを逐一全部拾い上げられるかという点、そういう点を考えますと、やはり試験制度の公平性の観点等から考えまして、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定することが極めて困難かつまたは相当ではないというふうに私ども判断したわけでございます。(以下、困難さを説明。訴訟の問題とか)